

証券保管振替システムの利用に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>( 統合W e b 端末に係る費用負担 )</p> <p>第 12 条の 5 「<u>手数料及びその料率</u>」に定める手  <u>数料のほか、統合W e b 端末の使用に係る端末料</u>  <u>( 統合W e b 端末の設置及び保守に係る費用を</u>  <u>いう。)</u> 電力料及び消耗品等の費用並びに統合W  e b 端末と機構システムとを接続する回線設備  に係る費用は、参加者の負担とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この改正規則は、平成 17 年 1 月 1 日から施行す  る。</p>	<p>( 統合W e b 端末に係る費用負担 )</p> <p>第 12 条の 5 統合W e b 端末の使用に係る端末  料、電力料及び消耗品等の費用並びに統合W e b  端末と機構システムとを接続する回線設備に係  る費用は、参加者の負担とする。</p>